

港北区連合町内会 4月定例会

令和5年4月21日（金）午後3時00分から
港北区役所 1、2号会議室

議題

1 新型コロナワクチン令和5年度春開始接種について（事業説明）【市連会報告】 【資料1】

野村 総務課長

◆ 送付資料はありません。

令和5年5月8日（月）から、新たに新型コロナワクチン接種「令和5年春開始接種」が始まりますので、お知らせします。

(1) 接種対象について

① 接種対象者

初回接種※1を完了し、前回接種後3か月以上経過した以下の方

ア 65歳以上の方

イ 基礎疾患を有する方※2、その他重症化リスクが高いと医師が認める方（5～64歳）

ウ 医療従事者、介護施設従事者等

※1 初回接種は、生後6か月～4歳は1～3回目接種、5歳以上は1・2回目接種

※2 該当する基礎疾患は、4/7 記者発表資料の別紙「1. 基礎疾患の対象者」をご参照ください。

② 使用するワクチンの種類

ア オミクロン株対応2価ワクチン

イ 武田社ワクチン（ノババックス）（従来株）

※ 5～11歳の方は、5～11歳用のオミクロン株対応2価ワクチンを使用します。

(2) 接種場所

市内の医療機関（個別接種）※ 集団接種会場は設置しません。

(3) 接種開始日

令和5年5月8日（月）

(4) 接種券

① 「オミクロン株対応ワクチンを1回接種済の方」または、「令和4年11月8日以降に武田社ワクチン（ノババックス）を接種済の方」

令和5年4月24日（月）から順次、新しい接種券を発送します。

※ 令和5年春開始接種を受けない、または対象とならない場合、今回発送する接種券は、9月以降に実施予定の令和5年秋開始接種で必要となりますので、大切に保管してください。

② 現在、接種券がお手元にある方

接種対象者であれば、お手元の未利用の接種券（※）を使って接種可能です。

※ 既に封書でお届けしている未利用の接種券（3回目（緑）、4回目（ピンク）、5回目（紫））の使用が可能です。

(5) 予約方法・予約支援等

① 医療機関へ直接予約をする場合

かかりつけ医へ相談、または医療機関一覧（区ごと）を参照していただき、ご予約ください。

② 市の予約システムを利用して予約する場合

【予約開始日時】 令和5年4月26日（水） 午前9時から

【予約方法】 市予約専用サイト（web）、市LINE 公式アカウント、予約センター（電話）、FAX 予約（耳の不自由な方）、予約代行（郵便局：市内302局予定、区役所ワクチン相談員）

(6) 「令和5年秋開始接種」について

ア 令和5年9月～12月には、「令和5年秋開始接種」を実施する予定です。

イ 初回接種を終了した5歳以上のすべての方が対象で、1回接種が可能です。

ウ 高齢者等の重症化リスクの高い方等については、今回の「令和5年春開始接種」とは別に、「令和5年秋開始接種」でさらに1回接種が受けられます。

エ 使用するワクチンは、今後検討の上、国が決定します。決まり次第、お知らせします。

(7) 問合せ

① ワクチン接種全般について

横浜市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター

電話：0120-045-070

② 資料内容について

医療局 健康安全課 ワクチン接種調整等担当 電話：671-4841

2 2017年国際園芸博覧会 GREEN×EXPO 2027について（掲示依頼）

【市連会報告】【資料2】

岩下 都市整備局国際園芸博覧会推進課担当係長

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

2027年、横浜市で初の万博となるGREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）が開催されます。GREEN×EXPO 2027では、圧倒的な花と緑で来場者を魅了するとともに、グリーンイノベーションによる新しい社会の実現を横浜から発信する、世界的な万国博覧会を目指しています。

2027年の開催に向けて、市民の皆さまと一緒に機運を高めていきたいと考えています。

つきましては、今回送付いたします広報チラシを自治会町内会の掲示板にご掲出いただき、市民の皆さまへのご周知にご協力いただきますようよろしくお願いします。

3 令和4年度家庭ごみ収集量の実績（速報値）について（情報提供）【市連会報告】 [資料3]

松本 資源循環局港北事務所長

◆ 送付資料はありません。

(1) 家庭ごみ収集量

家庭ごみ収集量【単位：トン】

年度等	燃やすごみ	缶・びん・ペットボトル	プラスチック製容器包装
令和4年度	534,545	54,897	52,107
令和3年度	547,065	56,992	53,984
増減	▲12,520 (▲2.3%)	▲2,096 (▲3.7%)	▲1,877 (▲3.5%)

(2) 令和5年度に向けて

ごみ処理は市民生活に必要な業務であり、決して止めることはできません。今後も引き続き、市民の皆様が日常生活を安心して送ることができるよう、しっかりとごみ処理を継続してまいります。

また、現在、新たな一般廃棄物処理基本計画の策定に向けて検討を進めているところです。今後、内容がまとまりましたら、市民の皆様にご説明させていただきます。

4 よこはま防災 e-パークの創設について（掲示依頼）【市連会報告】[資料4]

岩佐 港北消防署総務・予防課長

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

時間や場所にとらわれることなく、ウェブサイト上で動画等のコンテンツにより防災を学べる「よこはま防災 e-パーク」について、市民利用を開始します。

つきましては、今回送付いたします広報チラシを自治会町内会の掲示板にご掲出いただき、市民の皆さまへのご周知にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

(1) 利用開始日

令和5年4月12日（水）から

(2) よこはま防災 e-パークの概要

① 目的

防火、防災、救急に関する知識を学び、いざという時への備えを進めることが目的です。

② 学習方法

ウェブサイト上から自由に学習

③ 内容

「一般」、「子ども」、「地域防災」、「事業所」の4つのコースがあり、目的にあったコースを選択し、動画や確認テストを中心に学習します。

④ 実技講習

「一般コース」の修了者のうち希望者に対して実技講習を開催します。

ア 実施場所：横浜市民防災センター（神奈川区沢渡4-7）

イ 実施時期：6月から月に1から2回程度実施

ウ 予約方法：一般コース終了後、ウェブサイト上(よこはま防災 e-パーク内)から予約

エ 主な内容：消火器の取扱い方法、AED の取扱い方法、水災害体験など

(3) その他

自治会・町内会で行う防災研修等の機会に「よこはま防災 e パーク」の動画等のコンテンツを是非ご活用ください。

なお、「よこはま防災 e-パーク」をさらに利用しやすいウェブサイトにするため、利用者の方に対してアンケートを実施します。

ウェブサイト上からアンケートに回答いただけますので、ご協力をお願い致します。

(4) 問合せ

消防局予防部予防 電話：3 3 4－6 4 0 6 FAX：3 3 4－6 6 1 0

5 初期消火器具設置費用の一部補助について（周知依頼）【市連会報告】[資料5]

岩佐 港北消防署総務・予防課長

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

消防局では、自治会町内会が初期消火器具を設置・更新（器材全て又は一部）する費用の一部を補助する事業を行っており、この度、補助金交付申請の受付を開始します。

(1) 申請要件

下記3つに当てはまる単一の自治会町内会が対象となります。

- ① 地域に消火栓がある。
- ② 家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれがある。
- ③ 定期的に訓練を実施できる。

(2) 申請方法

- ① 受付期間：令和5年4月3日（月）から9月29日（金）まで
- ② 申請方法：申請書に必要事項を記入の上、港北消防署にご提出をお願いします。

※ 申請書は横浜市ウェブサイトからダウンロード、または港北消防署でお渡しします。

横浜市 初期消火器

検 索



(3) 補助の対象経費

① 初期消火器具の新規設置及び器材全ての更新設置の場合

初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の2/3に相当する額とし、1件あたり20万円を上限とします。

② 初期消火器具の一部更新設置の場合

消防用ホースの更新など器材の一部を更新することや自治会町内会が所有している初期消火箱の器材（スタンドパイプ・台車）を新たに整備する経費（税込金額）の2/3に相当する額とし、1件あたり7万円を上限とします。

(4) 問合せ

港北消防署 電話：546-0119

6 地域防災支援に向けた研修について（事業説明）【市連会報告】[資料6]

長谷川 総務局地域防災課担当係長

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

【基礎編】

地域の防災活動を進めるうえで日頃の疑問や分からないことの解消に参考となる知識を学んでいただく研修です。積極的な受講をよろしくお願いいたします。

(1) 研修対象者

「町の防災組織」のメンバーの方（研修の成果を「町の防災組織」の活動につなげていただくため、お手数ですが代表者の方からご推薦をお願いします。）

① 各組織から2名まで推薦可能です。（推薦は任意です）

② 家庭防災員や、防災ライセンス講習会を受講された方も推薦可能です。

(2) 研修内容

13:00 ～ 14:15	【講義】 「町の防災組織について知ろう」 「関東大震災を振り返りながら、現在の横浜市の防災対策について知ろう」	○「町の防災組織」の役割や地域との連携について学びます。 ○今年で関東大震災から100年を迎え、災害を振り返りながら現在の横浜市の防災対策や自助・共助について学びます。
14:25 ～ 17:00	【グループワーク】 「地域の特性を踏まえた事前の備えを考えよう」	○発災後、経過時間ごとに、自分のすべき行動、地域で何をすべきか等、議論します。

※ 開催日時によって一部カリキュラムの順番が異なります。

(3) 開催日程

【時間】13:00～17:00

日程	場所	定員
7月1日（土）	横浜市民防災センター（横浜駅）	70名
7月3日（月）	横浜市民防災センター（横浜駅）	70名
7月15日（土）	保土ケ谷公会堂（星川駅）	70名
7月19日（水）	横浜市民防災センター（横浜駅）	70名
7月29日（土）	青葉区役所（市が尾駅）	60名
8月5日（土）	戸塚区役所（戸塚駅）	60名

(4) 申込み

「防災・減災推進研修＜基礎編＞」推薦書に、必要事項をご記入のうえ、郵送、FAXまたは電子メールにて、6月5日（月）まで（必着）に下の宛先にお申し込みください。申し込みの受付や受講者決定通知の送付等は、イマジネーション株式会社に委託しています。

【宛先】イマジネーション株式会社

郵送：〒231-8799 横浜港郵便局留 イマジネーション株式会社宛

FAX：045-845-5500

メール：yokohama-bousai@imagination.co.jp

(5) 問合せ

① 研修の申し込み方法等について（申し込みの受付業務を以下に委託しています）

イマジネーション株式会社 電話：330-4705

② 当資料内容について

横浜市総務局地域防災課 担当：長谷川・鈴江 電話：671-3456

【支援編】

地震火災や風水害の備えなど地域特性に応じた防災活動について、各団体にアドバイザーを派遣して研修を実施します。積極的なご応募よろしくお願いいたします。

(1) 研修実施方法

① 研修対象：自治会・町内会、マンション管理組合等

② 研修日数：1地域につき、1日1時間半から3時間程度

③ 研修日時：地域の方と調整します。

④ 研修場所：原則、アドバイザーが地域に伺います。研修場所の確保をお願いします。

(2) 研修内容

下記②～⑤の中から最大3つまで選択し、①と希望されたプログラム及び所要時間を基に内容を決定します。支援編お申込み後に、具体的な研修内容をアドバイザーと調整します。

研修プログラム（全団体共通）	所要時間
① 地域における被害想定 / 基本的な災害への備え（自助・共助の取組）	30分
研修プログラム（自由選択）	所要時間
② 風水害への備え（マイ・タイムラインの作成支援等）	30分～60分
③ 地震火災への備え（地震火災の危険性、感震ブレーカー設置助成 等）	30分～60分
④ マンション防災	60分
⑤ グループワーク（災害時のケーススタディー、地域の危険性の把握 等）	60分

(3) 申し込み要件

① 複数（5人以上）の研修参加者を確保することができること

② 研修実施場所を確保することができること

(4) 申込み・問合せ

申請書に必要事項を記入し、郵送、FAXまたは電子メールで6月5日（月）必着で以下にお申し込みください。また、支援編の申込みに関する相談も下記担当までご連絡ください。

① 申込先

郵送：〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 10階 長谷川・鈴江宛

FAX：045-641-1677 メール：so-gensai@city.yokohama.jp

※ 電話でのお申し込みは受付しておりません。

② 当資料内容について

横浜市総務局地域防災課 担当：長谷川・鈴江 電話：671-3456

7 令和5年度防犯カメラの設置補助制度について（情報提供）【市連会報告】[資料7] 岸本 地域振興課長

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

地域における防犯活動への支援の一環として、防犯カメラを設置する際に費用の一部を補助する「地域防犯カメラ設置補助制度」を、令和5年度も実施します。

地域防犯カメラの設置をご検討される場合は、手引などをご確認のうえ、電子申請にてご申請いただくか申請書類を港北区地域振興課までご提出ください。

(1) 申請について

① 申請書について

HP もしくは手引に添付されている書式をご利用ください。

横浜市 防犯カメラ設置補助

検索



② 申請書及び添付書類の提出期限について

令和5年7月31日（月）必着

設置場所により、関係機関との調整等時間がかかる場合があります。

地域振興課及び各関係機関へのご相談は、お早目をお願いします。

③ 提出先について

ア 港北区地域振興課に持参または郵送

〒222-0032 港北区大豆戸町26-1 港北区役所地域振興課 担当：黒河（46番窓口）

イ 電子申請

横浜市電子申請システムから申請 →



【主な提出書類】

- ・申請書（第1号様式） ・見積書 ・収支計算書（第3号様式）
- ・道路上または電柱に設置する場合は、設置場所の使用に関する土木事務所等との協議書、電柱への設置に関する協議書

④ 補助内容

防犯カメラ1台ごとに補助対象経費の9/10（上限210,000円）

※ 補助台数を市内全100台（昨年度）から150台に拡大します。

⑤ 補助金交付の流れ

※詳しくは、申請の手引きをご覧ください。

令和5年4月～	・総会、役員会、委員会等での防犯カメラの設置に関する合意形成 設置場所の近隣住民の同意の取り付け ・防犯カメラ設置について関係機関へ相談、協議（区役所地域振興課、警察署、東京電力、NTT、土木事務所 等）
7月31日まで	・補助金交付申請書類を電子申請又は各区地域振興課へ提出
9月頃	・補助金交付決定（横浜市から交付、不交付の決定を通知します） ※以降、機器購入・工事契約が可能となります
令和6年2月中旬まで	・防犯カメラ設置工事完了後、横浜市へ実績報告書類を提出
3月頃	・補助金交付

(2) 問合せ

港北区役所地域振興課 担当：小松・黒河 電話：540-2235

8 自治会町内会館整備補助事業について（事業説明）【市連会報告】[資料8]

岸本 地域振興課長

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

令和6年度に自治会町内会館の新築・購入・増築・耐震補強工事・修繕（補助対象経費100万円以上）を行う意向がある自治会町内会を対象に、市民局があらかじめ審査を行った上で予算編成を行い、予算確定後、優先度の高い案件から予算の範囲内で補助申請を受け付けて選考します。

つきましては、令和6年度に会館の新築・購入・増築・耐震補強工事・修繕（補助対象経費100万円以上の工事が対象）を予定し、それに関する補助金を申請する自治会町内会は、役所地域振興課へお申し出をいただき、必要書類をご提出ください。

(1) 今後のスケジュール

- ① 区役所地域振興課へのお申し出及び書類提出の締切は、7月31日（月）です。必要な書類等については、区役所地域振興課へお問い合わせください。

（内容を審査した上、市民局で9月頃より予算の編成を行っていきます）

- ② 令和6年度の予算が確定し、補助申請を受け付ける自治会町内会が決定されるのは、令和6年3月末頃の予定です

(2) その他

令和5年度の整備予定については、令和4年度に事前申出いただいているところですが、風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合には、事前申出の有無に関わらず、区役所地域振興課へご相談ください。（り災証明書等、別途要件があります）

(4) 問合せ

港北区役所地域振興課 担当：小松・中尾 電話：540-2234

9 緊急時情報伝達システムの登録のご案内について（事業説明）〔資料9〕

野村 総務課長

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

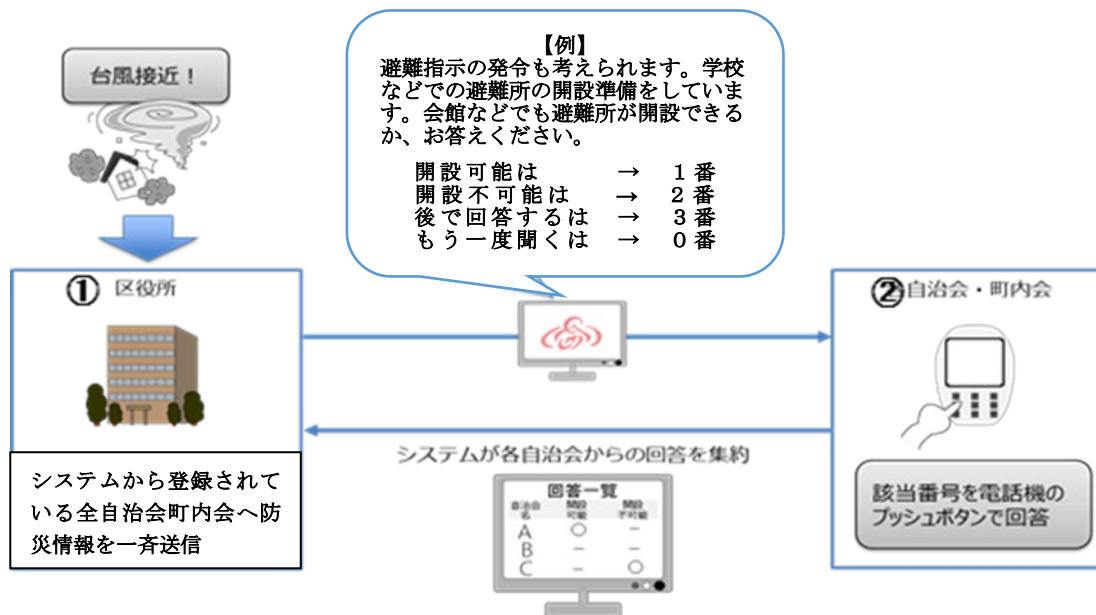
港北区では、避難指示などの緊急情報を一斉に電話でお伝えする「緊急時情報伝達システム」を導入しています。本システムに登録されている連合町内会長、単位町内会長及び地域防災拠点運営委員会会長などの登録対象者の方々へ、避難情報や避難所開設などの緊急情報を連絡しています。自治会町内会長でご登録を希望される方は、次のとおりご対応をお願いします。

- (1) 地域振興課にご提出いただく「自治会町内会現況届」自治会町内会長連絡先等の記入欄に、緊急時情報伝達システムの登録欄がありますので、チェックをお願いいたします。

既に「自治会町内会現況届」を提出されている自治会町内会長で、登録をご希望の方は、港北区総務課防災担当までご連絡ください。

- (2) システムの概要

- ① ご登録いただいたお電話番号に自動音声により情報をお伝えします。電話がかかりますので受話器をあげてください。
- ② 音声ガイダンスに従い、区からの情報を聞き、最後に該当のボタンを押してください。



- (3) 主な伝達情報

- ① 気象災害関連（高齢者等避難、避難指示等の避難情報、気象に関する特別警報など）
- ② 地震関連（震度5強以上の地震発生、安否の確認など）
- ③ 避難所等開設情報
- ④ その他緊急情報（事件、大規模な事故など）

- (4) 個人情報について

ご提供いただいた個人情報は、災害（訓練等含む）や緊急時の情報発信にのみ使用し、本人の同意なく目的以外のことに使用しません。

(5) その他

災害時要援護者の登録につきましては、今年度新たに実施を予定している、高齢者施設等の職員を対象とした研修会等の機会を捉え、施設関係者や支援者等を通じて災害時要援護者へ周知を行い、積極的に勧奨していきます。

(6) 問合せ

港北区総務課防災担当：大工保、新井田、亀本 電話：540-2206

Fax：540-2209 メール：ko-bousai@city.yokohama.jp

10 令和5年度 港北区防災関係事業について（事業説明）[資料10]

野村 総務課長

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

港北区役所では、令和5年9月1日に関東大震災発災から100年の節目を迎えることから、区民の皆さまの防災意識醸成のため、これまでに行ってきた事業に加えて新たな取組を実施する予定です。

自助・共助を推進し、地域の災害への備えにお役立ていただくため、ぜひご活用ください。実施時期、申込方法（申込が必要な場合）等の詳細は別途ご案内いたします。

なお、実施内容は現時点の予定となり、変更となる場合がありますので、ご承知おきください。

(1) 主な防災関係事業一覧

実施時期 (※1)	事業名 (実施場所)	対象	申込	概要
6月1日(木)	地域防災拠点運営委員会 連絡協議会 総会 (港北公会堂)	地域防災拠点 運営委員 連合町内会長等	※2	連絡協議会役員改選や予算決算等の承認に加え、各種情報提供を予定しています。
7月14日 (金)	防災講演会 (港北公会堂)	区民	不要	「災害時の医療」をテーマに、講演を行います。
7月～12月	防災キャラバン (申請団体が確保した会場)	地域団体 (自治会町内会等)	要	外部講師による出前講座です。 「河川防災」、「マンション防災」、「災害時のトイレ」等、複数のテーマから希望により受講することができます。
8月27日 (日)	横浜市総合防災訓練 主催：横浜市 (日産スタジアム駐車場)	市民	不要	行政、関係機関、市民が参加する震災対策訓練です。 資機材の展示ブースや、防災イベントを合わせて実施します。
8月～9月頃	崖地相談会【新規】 (港北区役所)	区内の 宅地所有者	要	区内に崖地等を所有する方が、専門家に対応方法等について相談することができる個別相談会です。

実施時期 (※1)	事業名 (実施場所)	対象	申込	概要
8月～9月頃	横浜防災ライセンス資機材取扱 研修会【新規】	地域防災拠点 運営委員	要	市が行っている、備蓄庫内の資機材取扱研修を区独自実施します。
9月1日 (金)	港北シェイクアウト！【新規】 (参加者が各自で実施)	区民 区内事業者	要	大規模地震の発生時の初動対応訓練を、区民・区内事業者の参加を募り実施します。
11月～1月頃	まるごとまちごとハザードマップの設置（調整中）	－	－	区内の電柱に、想定浸水深を表示した看板を設置します。
12月頃	地域防災拠点運営委員会 連絡協議会 連絡会 (港北公会堂)	地域防災拠点 運営委員 連合町内会長等	※2	地域防災拠点の訓練実施結果の共有等に加え、各種情報提供を予定しています。
1月頃	港北区防災ポータルサイトの開設【新規】 (港北区 Web サイト)	－	－	区民が防災情報をワンストップで確認できるポータルサイトを開設します。
3月上旬	防災啓発イベントの実施 【新規】（調整中）	区民	－	区内の商業施設と連携して、防災啓発を行うイベントを実施します。

※1 申込が必要となる場合、実施時期の2～3か月前を目途に周知します。

※2 実施1か月前を目途に参加者宛てにご案内を送付します。

(2) 問合せ

港北区総務課防災担当：大工保・新井田・亀本・渡部 電話：540-2206

Fax：540-2209 メール：ko-bousai@city.yokohama.jp

11 令和5年度家具転倒防止対策助成事業のご案内について（事業説明）[資料11]

長谷川 総務局地域防災課担当係長

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

横浜市では居住者全員が下記要件①～⑥のいずれかである場合に、家具転倒防止器具の取付けを無償で代行します（取付員を派遣します。器具代は申請者のご負担となります。）。

つきましては、市民の皆さまへのご周知にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

(1) 申込み要件

- ① 65歳以上
- ② 身体障害者手帳の交付を受けている
- ③ 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている
- ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
- ⑤ 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
- ⑥ 中学生以下

(2) 申込み期限

令和5年5月1日（月）から令和6年1月31日（水）まで

※ 市全体で先着 300 件

(3) 申込み方法

電子申請、もしくは区役所窓口で配布している申請書でお申込み下さい。

(4) 問合せ

【申込み先等】

一般社団法人横浜市建築士事務所協会 電話：6 6 2－2 7 1 1

Fax：045-662-8981（横浜市（総務局地域防災課）が委託している事業者になります。）

住所：横浜市中区北仲通4丁目40 商工中金横浜ビル5F

【当資料について】

横浜市総務局地域防災課 電話：6 7 1－3 4 5 6 Fax：6 4 1－1 6 7 7

メール：so-chiikibousai@city.yokohama.jp

12 令和5年度家庭防災員研修受講者及び連絡員・代表連絡員の推薦について（推薦依頼・掲示依頼）[資料12]

岩佐 港北消防署総務・予防課長

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

(1) 令和5年度家庭防災員研修の実施について

今後発生が危惧される大規模災害による被害を軽減するための知識や技術を身に付けていただくとともに、共助の重要性についても理解を深めていただき、地域の防災活動の担い手としても活躍していただけるよう、次のとおり家庭防災員研修を実施します。

① 研修日時・場所

研修Ⅰ 防火・救急：令和5年9月27日（水）・30日（土）13時30分～16時30分
港北公会堂会議室

研修Ⅱ 地震・風水害：令和5年10月18日（水）・21日（土）13時30分～16時30分
港北公会堂会議室

※ 研修Ⅰ・Ⅱそれぞれ1回ずつ受講で研修修了となります。

なお、研修受講者へ、市長名の「修了証」を交付します。

② 応募方法

ア 自治会町内会からの推薦による応募（今年度から任意となります。）

自治会町内会長様より家庭防災委員研修受講者の推薦をお願いします。引き続き推薦をいただける場合は、消防署あてご報告をお願いします。

推薦書に合わせて、返信用封筒を同封しますので令和5年5月31日（水）までにご返信をお願いします。

イ 個人からの応募

港北消防署ホームページや各自治会町内会の掲示板等を使って募集案内を行います。
応募は、希望される各個人から直接消防署へ申し込んでいただきます。

なお、個人からの応募の締め切りは、令和5年6月30日（金）です。

また家庭防災員募集のポスターを各自治会町内会の掲示板に掲出のご協力をお願いいたします。

③ 研修期間及び研修内容について

研修期間：1年間 / 研修内容：下表のとおり

区分	内容
防火研修	住宅防火対策（出火防止、消火方法）など
救急研修	救命処置要領（AEDを含めた心肺蘇生法）など
地震研修	地震の知識や対応方法など
風水害研修	風水害の知識や対応方法など
災害図上訓練（DIG）研修	災害図上訓練（DIG・ディグ） ※DIG（ディグ）とは、参加者が地図に様々な情報を書き込み、防災対策を検討する訓練です。 ※新型コロナウイルス感染症の状況によっては実施しない場合があります。

※ 上記の研修を2回（1回あたり3時間）に分けて実施します。

(2) 家庭防災連絡員及び家庭防災員地区連絡員（代表連絡員）の推薦について

消防署と家庭防災員の連絡体制を密にするため、各自治会町内会から「家庭防災員連絡員」を選出し、同封の様式（家庭防災員研修受講者・連絡員推薦書）の連絡員報告の欄に必要事項をご記入していただき提出ください。

また、各自治会町内会から家庭防災連絡員として推薦していただいた方々の中より、連合の代表として「家庭防災員地区連絡員（代表連絡員）」のご推薦も同様に同封の様式でご提出いただきますようよろしくお願いいたします。

※ 家庭防災員連絡員及び代表連絡員は、令和5年度に新たに研修を受講される方ではなく、既に家庭防災員研修を受講した方から選出をお願いします。

※ 今年度より家庭防災連絡員及び家庭防災員地区連絡員（代表連絡員）の推薦は任意とさせていただきます。

① 推薦書提出先

港北消防署総務・予防課予防係 担当：岩崎・鳥海・佐藤

〒222-0032 神奈川県横浜市港北区大豆戸町2-6-1

② 提出期限

ア 家庭防災員連絡員

令和5年5月31日（水）まで

イ 家庭防災員地区連絡員（代表連絡員）

令和5年6月23日（金）まで

(3) 問合せ

港北消防署総務・予防課 担当：岩崎・鳥海・佐藤 電話：546-0119

13 情報提供

岸本 地域振興課長

◆ 合同メールで自治会町内会あてに送付します。

13-1 「楽遊学 第 304 号」について [資料 13-1]

13-2 「港北区スポーツ協会だより 2023 春号」について [資料 13-2]

13-3 消費生活推進員だより「あゆみ No. 35」について [資料 13-3]

13-4 「ワクチンニュース 第 20 号」について [資料 13-4]

13-5 「生き生きスポ振 第 75 号」について [資料 13-5]

14 掲示依頼

岸本 地域振興課長

◆ 合同メールで自治会町内会あてに送付します。

14 消費者被害等の注意喚起ちらし「月次相談レポート」について [資料 14]

15 行政機関からの情報提供

(1) 港北警察署

- ・港北区内犯罪発生状況ほか
- ・交通事故概要

(2) 港北消防署

- ・港北区内の火災・救急状況について

4 月の合同メールは 4 月 24 日（月）に発送します。

◆ 港北区連合町内会定例会の資料は、ホームページに掲載しています ◆

<https://kohoku-rengou.net/>

港北区連合町内会 定例会資料

で 検索

